

南栗橋地区の地震被害における
道路復旧後の測量に関する説明会

日時：平成24年 1月28日（土）

A地区 午前10時から

B地区 午後 2時から

平成24年 1月29日（日）

C地区 午前10時から

D地区 午後 2時から

場所：栗橋コミュニティセンター（くぶる）

A地区 多目的室4・5

B・C・D地区 ホール

次 第

1 開 会

2 説明内容

（1）測量の目的について

（2）測量の内容について

（3）基準点測量について

（4）境界点測量について

（5）側溝敷設替え箇所以外の境界点の取扱いについて

（6）測量の工程について

3 質疑応答

4 閉 会

南栗橋地区の基準点・境界点測量について

(1) 測量の目的について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方・関東地方など広範囲に渡り地殻変動が生じました。

久喜市においても、電子基準点「久喜」(※1)で東南東に約5.2cm移動しています。

この地殻変動による移動については、相対的に移動(※2)したものとして捉え、移動後の地表面は移動前と同じ状態として取り扱われますので、その確認のため地区内に設置してある基準点の測量を実施します。

また、南栗橋地区は土地の液状化により「街区(※3)の歪み」及び「道路側溝の隆起陥没」など被害が発生し、それに伴い境界(街区)標に影響が生じております。

そこで、街区の形状を元に戻し、街区面積の確保を行うと共に、官民の境界を明確にするため、側溝を敷設替えした箇所について土地の境界(街区)標の復元を実施します。

(※1)基準点とは

全ての測量の基礎となる点で、地図作製や各種測量の基準となる点をいいます。

(※2)相対的移動とは

土地は平行移動しているものとして捉え、移動後の地表面は移動前と同じ位置にあるものとして取り扱うものです。

(※3)街区とは

道路などの公共施設に囲まれた「ひとかたまり」の土地(ブロック)をいいます。

----- [図1参照]

(2) 測量の内容について

実施する測量は、以下の2種類です。

① 基準点測量(点検・改測)

全ての測量の基礎となる点で、地図作製や各種測量(公共測量・地籍測量)の基準となる点の測量をいいます。

② 境界点測量(確認・復元)

土地の境界は、隣接する土地の地番と地番の境であり、「筆界」と呼ばれ、この境界を示す点を境界点といいます。

(3) 基準点測量について

基準点測量の範囲：地区内全域

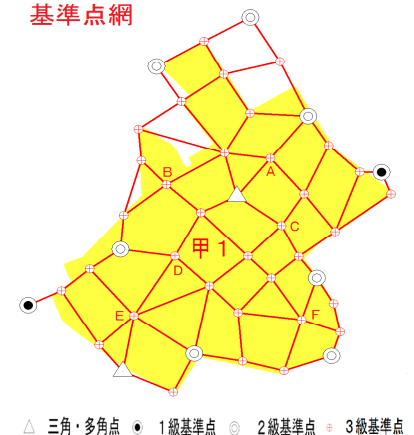
----- [図3参照]

地区内の基準点及び数

基準点	内容	点数
1級基準点	改測	6
2級基準点	改測	7
3級基準点	改測	36
4級基準点	点検・改測	490
計		539

※ 4級基準点は、地区内に約50m間隔で配置

基準点網



△ 三角・多角点 ● 1級基準点 ○ 2級基準点 □ 3級基準点

(4) 境界点測量について

----- [図1参照]

境界点は、以下の2種類があります。

[街区点]

官民の境界を示す点で、道路などの公共施設に囲まれた「ひとかたまり」の土地（ブロック）の隅の点又は折れ点をいいます。

[画地点]

民衆の境界を示す点で、街区の中の1単位（1筆毎）の隅の点又は折れ点をいいます。

① 街区点について

〈測量の対象となる箇所〉

----- [図1・図3参照]

- i) 3丁目～12丁目内にある全ての街区（図3の白色部分148箇所、緑色部分17箇所、計165箇所）につき、1街区に1箇所ずつ点検測量を行います。
- ii) 街区に歪みが生じ、道路側溝の敷設替えを行った箇所に街区点がある場合（図1左側街区図参照）、当該箇所に存在する街区点について復元を行います。（図3の桃色・青色部分）
- iii) 道路側溝間を直線的に結んで敷設替えした箇所に街区点がある場合（図1左側街区図参照）、当該箇所に存在する街区点について復元を行います。（図3の緑色赤線部分）

〈測量(復元)を行う点〉

----- [図1参照]

- i) 隅切りの点 [● 箇所]（図1右側街区図参照）
- ii) 道路側溝間を結ぶ直線部分の折れ点 [● 箇所]（図1右側街区図参照）

〈測量対象外の街区上の点〉

----- [図1参照]

- i) 換地処分時（平成11年6月）以後において個人による分筆等の点

[● 箇所]

※ 分筆等による街区線上の点は、街区点とは異なるため

【街区に歪みが生じた箇所での街区点復元位置】 ----- [図2参照]

街区に歪みが生じた箇所の側溝敷設について(図3の桃色・青色部分)は、
i) 官地側に戻す場合は、官民の境界位置から若干道路敷地内に、
ii) 民地側に戻す場合には、民地の構造物等の関係もあり、現況に併せ、敷設工事を行っております。

よって i・ii 共に街区標の復元位置については、相対的移動 (P1※2参照) 後の正規の位置 (換地処分時の座標値) に復元することとなります。

② 画地点について

〈画地点の種類〉 ----- [図1参照]

- ・換地処分時から存在する画地点 [● 箇所]
- ・換地処分時以降分筆等により存在する筆界点 (個人) [● 箇所]

〈測量を行う点 ⇒ 無し (測量対象外)〉

画地点の測量は、民地の境を定めるもので個人間で処理することを原則としていることから、上記の画地点 [● 箇所] 及び筆界点 (個人) [● 箇所] 共、測量の対象外となります。

但し、街区に歪みが生じ街区標を民地側に戻し復元する街区(図3の桃色部分)については換地処分時から存在する画地点 [● 箇所] について、確認のための測量を行います。

(5) 側溝敷設替え箇所以外の境界点の取扱いについて

① 境界点 (街区点) の確認等について

- i) 換地処分時に確定測量を行っている (確定済み)
- ii) 今回、基準点を復元する

ことから、通常の官民境界査定の申請に基づき処理を行うものとなります。

なお、境界確認申請の取扱いは、栗橋総合支所建設課で行っております。

(6) 工程表

基準点・境界点測量工程表

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
○ A地区・B地区(注 1) 説明会	●	1/28	A地区 午前10時から B地区 午後2時から		
○ C地区・D地区(注 2) 説明会	●	1/29	C地区 午前10時から D地区 午後2時から		
準備工					
作業計画等	⇔				
基準点関係					
1級基準点測量		⇔			
2級基準点測量		⇔	⇔		
3級基準点測量			⇔		
4級基準点測量			⇔		
境界点関係					
境界点測量			⇔		
境界点復元・立会				⇔	
整理点検					
計算整理					⇔

(注 1) A地区 1 2 丁目 (11 番地、12 番地、17 番地、18 番地、19 番地)

B地区 1 2 丁目 (5 番地、13 番地、14 番地、15 番地、16 番地)

(注 2) C地区 4 丁目 (16 番地、17 番地、18 番地)

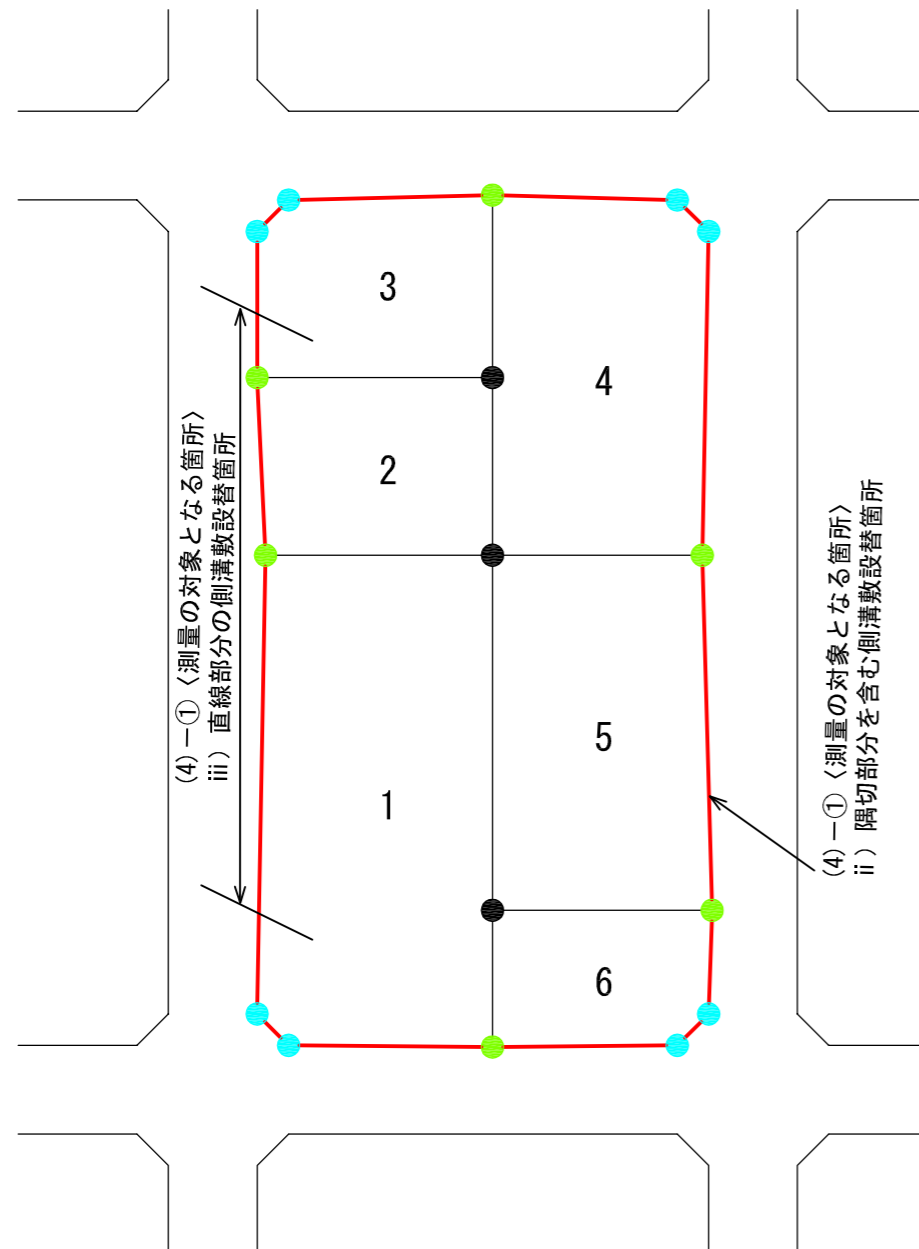
6 丁目 (1 番地、2 番地、3 番地、5 番地、6 番地、7 番地、8 番地)

7 丁目 (2 番地、3 番地)

D地区 1 0 丁目 (5 番地、6 番地、12 番地、13 番地)

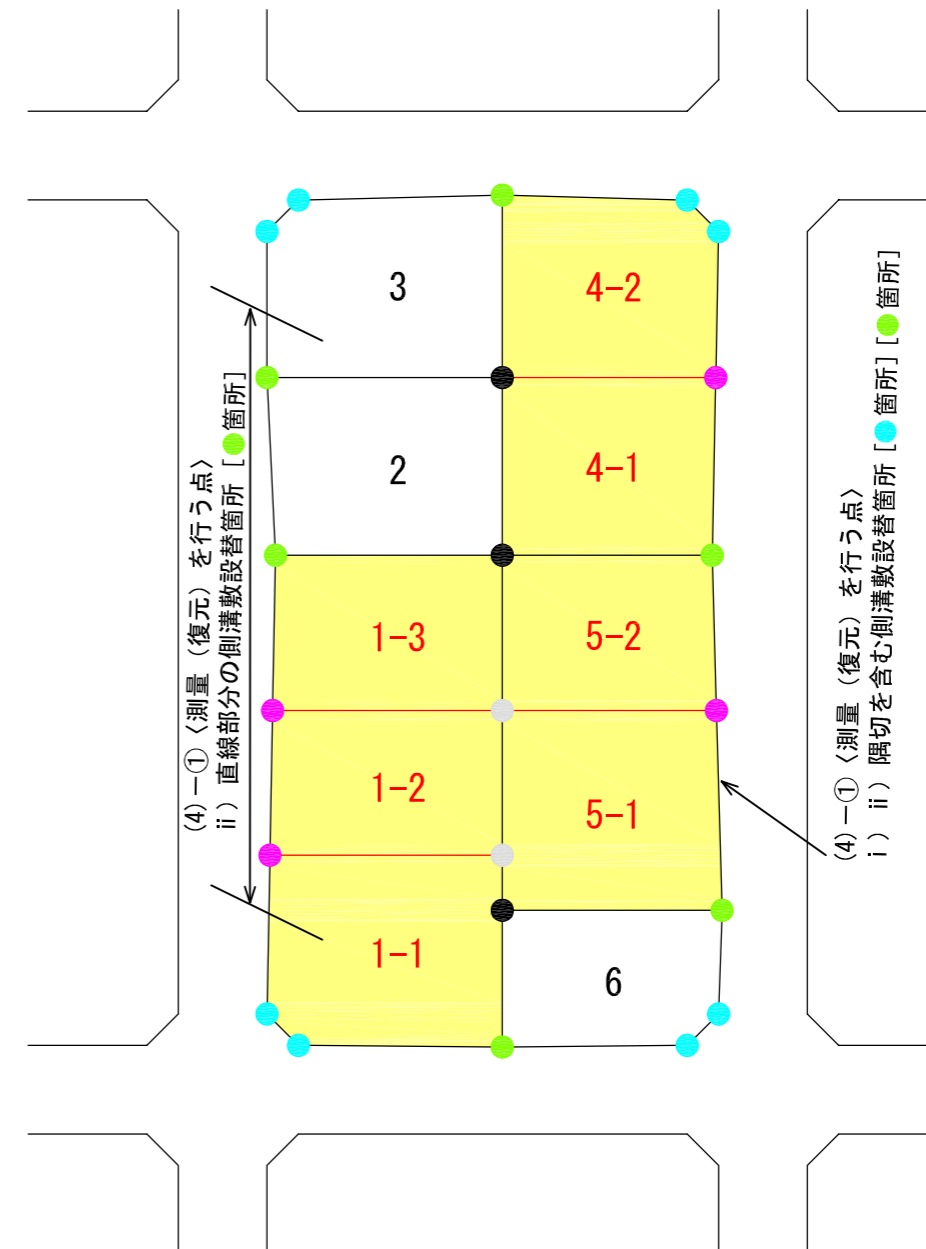
1 1 丁目 (11 番地、14 番地、15 番地、16 番地、17 番地)

換地処分時(平成11年6月)



- … 街区点(隅切)
- … 街区点(折点)
- … 画地点

換地処分後の土地形状(分筆による変更)

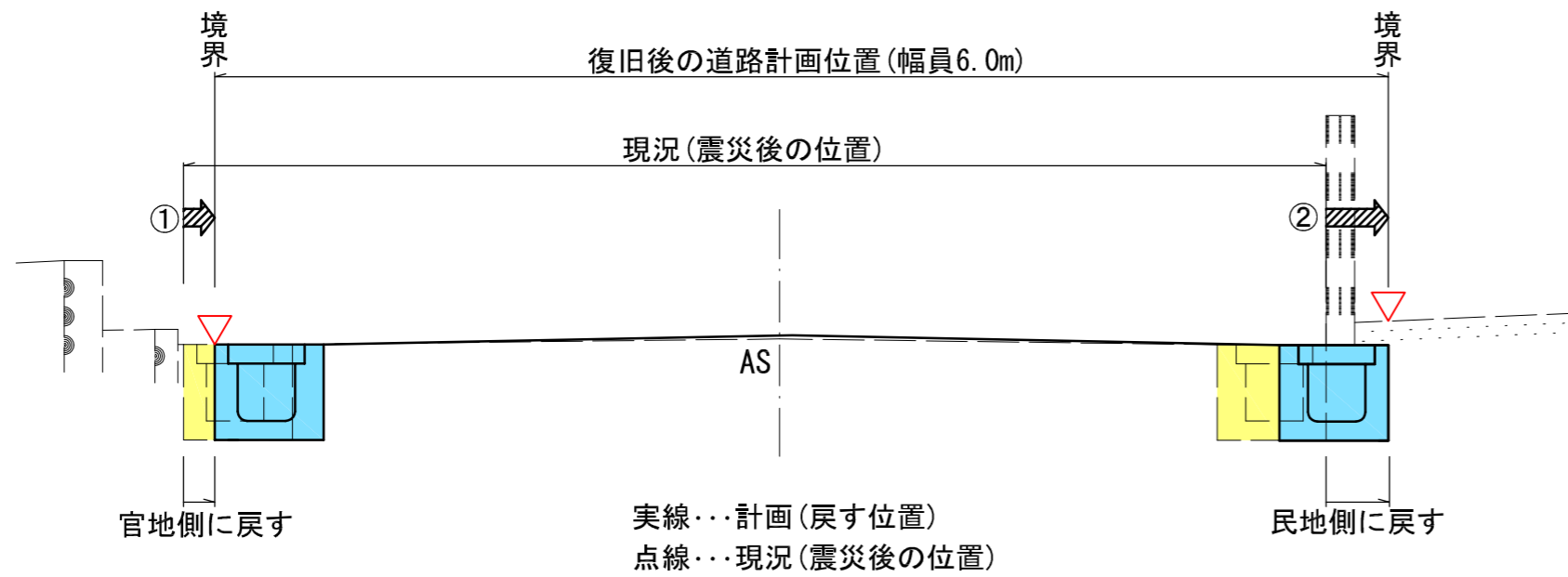


- … 分筆による街区線上の筆界点(個人)
- … 分筆による筆界点(個人)

側溝敷設位置及び境界点復元位置(側溝が動いている箇所)

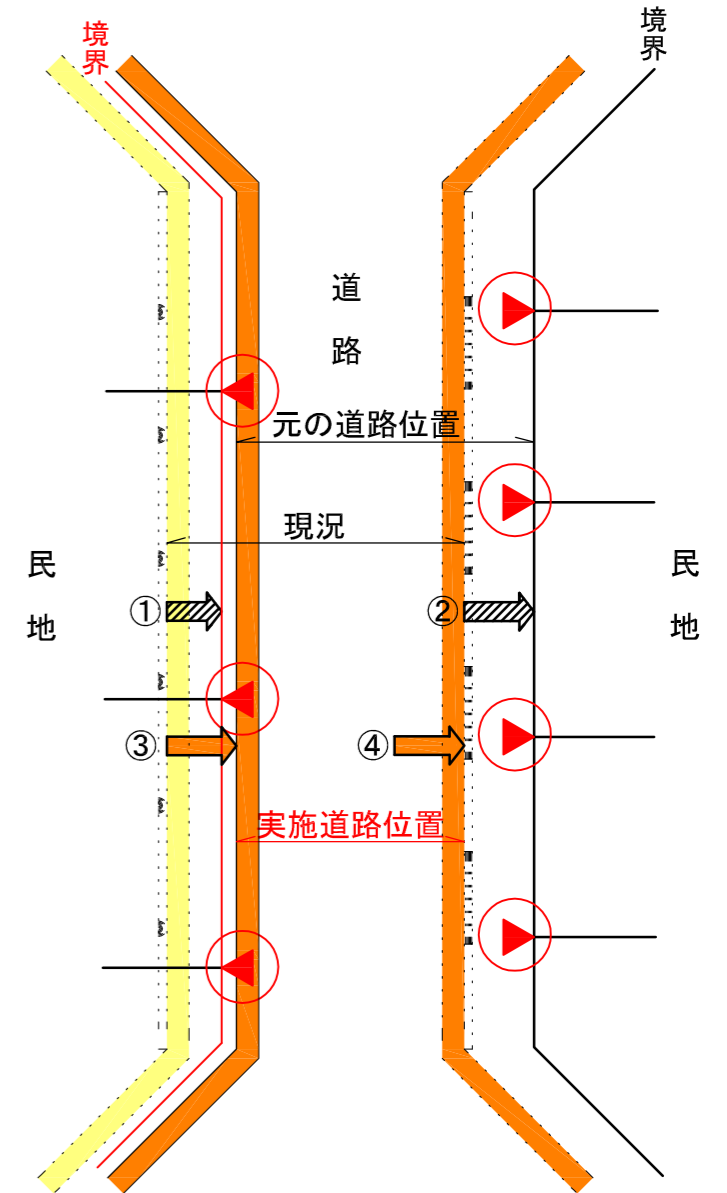
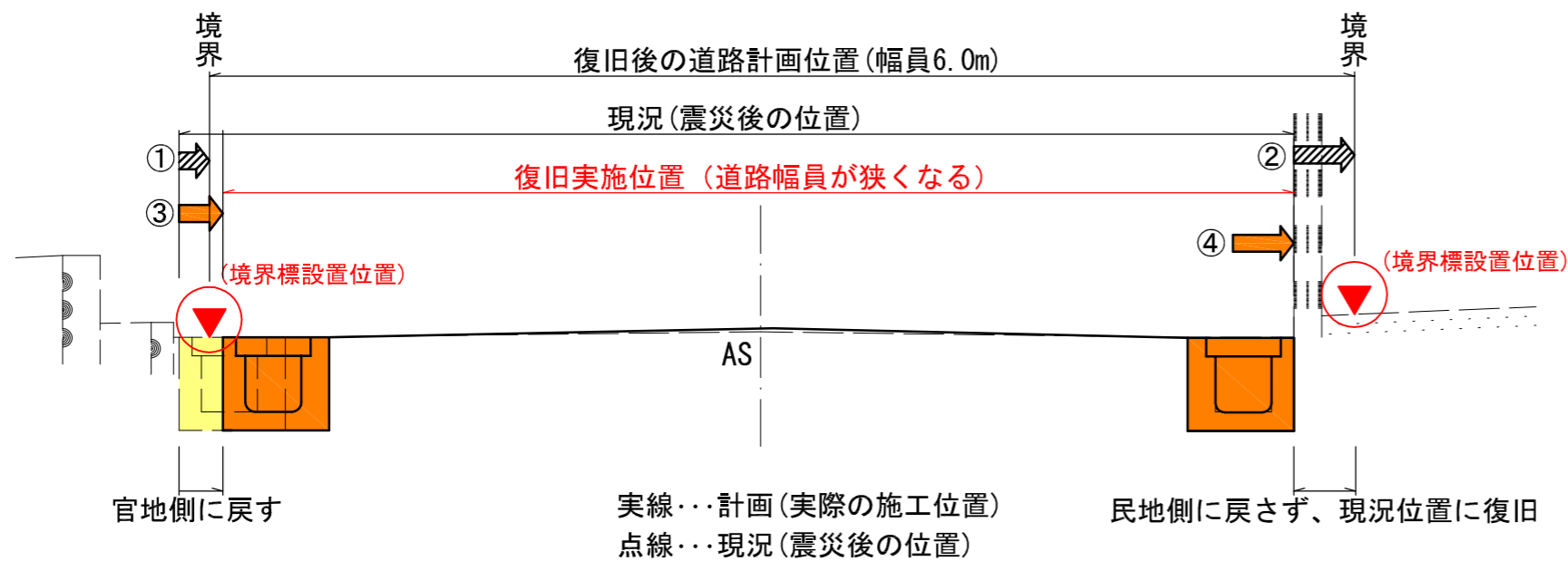
図-2

(1) 計画の復旧位置



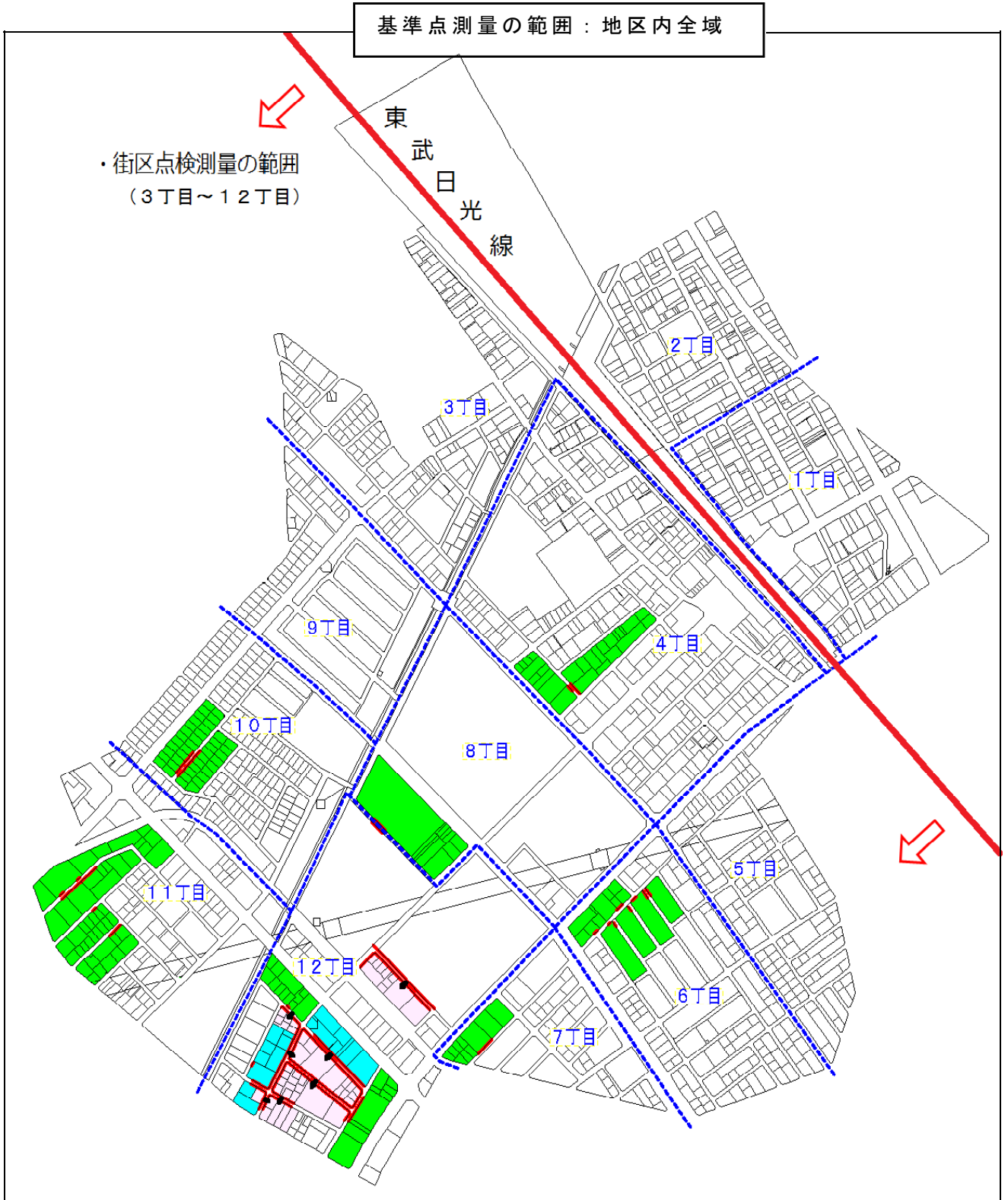
ライフラインの早期復旧の為

(2) 実施の復旧位置



実線...計画(実際の施工位置)
点線...現況(震災後の位置)
▼...境界標設置位置

測量範囲図



〈図の説明〉

範囲	測量の内容
	街区点+画地点の測量（街区点を民地に復元又は確認する街区）
	街区点の測量（復元又は確認する街区）
	街区点を復元又は確認する箇所（—部分）
	街区点検測量（各街区1箇所づつ）を行う街区